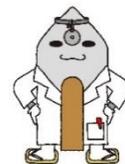


子宮頸がん予防(HPV)ワクチン 任意接種費助成事業のご案内

子宮頸がん予防(HPV)ワクチン控えにより、定期接種の機会を逃した方で、すでに定期接種の対象年齢を過ぎて任意接種として自費で接種されている場合、下記の手続きにより接種費用の助成を受けることができます。



1 助成対象者

次の(1)～(4)全てに該当する方

(※同種の費用の助成を三木市以外の市区町村から受けた方を除きます。)

- (1)令和4年4月1日時点で三木市に住民登録がある方
- (2)平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた方
- (3)16歳となる日の属する年度の末日までに子宮頸がん予防(HPV)ワクチン定期接種において3回の接種を完了していない方
- (4)17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担した方
- (5)助成を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていない方

2 助成内容

子宮頸がん予防(HPV)ワクチン接種に対する実費(最大3回接種分まで)のうち、別表の接種を受けた年度の1回あたりの金額(合計最大3回接種分)を上限に助成します(事務費等を除く)。

なお、証明書発行等に要した費用は助成対象外です。

《別表》

接種を受けた年度	1回当たりの金額
平成26年度～令和元年度	15,500円
令和2年度	15,890円
令和3年度	15,900円

3 申請に必要なもの

- 三木市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費助成申請書(様式第1号)
- 下記の添付書類(①及び②)
 - ①接種費用を支払った事実、その額及び接種回数を証明する書類(原本)
例)領収証
 - ②申請者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証その他の接種済みの記載がある予診票等の写し
- ※①及び②の添付書類を提出できない場合
 - 三木市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費助成申請用証明書(様式第2号)

4 申請期限

令和7年3月31日

5 手続きの流れ

申請書類を受付後、承認された場合は後日、口座振り込みにより助成金を支給します。

6 申請書類の提出先・問合せ先

- ・三木市健康増進課(三木市総合保健福祉センター内)
三木市大塚1丁目6-40 Tel 0794-86-0900
- ・三木市吉川支所 健康福祉課(吉川健康福祉センター内)
三木市吉川町大沢 412 Tel 0794-72-2210